

しんらん講座だより

- SHINRAN LECTURE NEWS -

VOL.15

発行所：長浜・五村別院
長浜市元浜町32-9
代表者 曾我謙成
編集：長浜教化センター講座研修部門
お問い合わせ：
長浜：0749(62)0054
五村：0749(73)3133
FAX：0749(62)0754
MAIL：
shinran.lect@gmail.com



講師・訓覇浩氏

二〇二四年度 第一講要約

(四月二十三日)

はじめに

今年度もしんらん講座でお話しさせていただけることになりました。また皆さまにお会いできるご縁をいただいたことに心より感謝いたします。今年度は、教区改編という大きな出来事を経て初めてのしんらん講座というこ

とで、新しいスタッフの方とさきほどごあいさつをさせていただきました。また、会場に來ると、旧京都教区の方も参加しておられ、いろいろと難しい問題もあると思いますが、新たな出会いが広がっていくということは確かなことなのかなと、ま

ず感じさせてもらっています。そういう中で二回の講座ですが、今年度もよろしくお願いいたします。

さて、今年度のテーマですが、新年度と言っても、年度をまたいで継続して総テーマを

「本願に帰す——『宗祖親鸞聖人』を読む——」とさせていただきます。昨年度の続きということで、「第六章 法難 第五章を振り返りながら」を今回のテーマとしてお話しさせていただきます。

優生保護法「違憲」判決

ただ、毎回この講座では、「赤表紙と新聞の間に身をおく」ということを、裏テーマのよう

てまずお話しして、テキストに入っております。そのことがなかなかテキストを読み進めていけないことにつながっているのですが、当初からのスタンスです。ですので許しただきたいと思います。今回は、その「新聞」の部分でぜひ皆さまと共有させていただきます。少し前のことになりましたが、昨年七月三日に出された「優生保護法」のもとで「障害」などを理由に不妊手術を強制された人たちが国に賠償を求めた裁判で、最高裁判所大法廷が、「優生保護法は憲法違反だ」とする初めての判断を示し、その上で国に賠償を命じる判決を言い渡し、原告の勝訴が確定したということについてです。判決の翌日の「朝日

新聞」では、一面トップで、「強制不妊 最高裁『違憲』」国に賠償命じる判決 人権侵害重大 請求権消滅せず」「尊厳踏みにじり放置し続けた国」「首相、面会・おわびへ」という見出しが躍っています。

この日の判決で、違憲と断罪された「優生保護法」とは、一九四八年に「不良な子孫の出生防止」などを目的に成立した、遺伝性疾患や「障害」などがある人に、本人の同意なく不妊手術の実施を認めていたもので、一九九六年まで民主憲法下で半世紀近く存続した法律です。「優生手術」とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう」という条文に続き、優生手術の対象として、

「本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性的人格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの」と定め、さらに同じ事項が、本人又は配偶者に加え、四親等以内の血族関係にある者にも適用されています。まさしく一族もろともに「不良な子孫」を生み出すものというレッテルを貼っているのです。また、戦後の「優生保護法」には、優生手術の対象として、戦前の「国民優生法」にはなかった「らい疾患」が加えられ、ハンセン病療養所での断種・堕胎が「合法化」されています。伝染病であるハンセン病患者にまで、いのちをつないではいけないのちという刻印を「優生保護法」は刻み込んだのです。

この「優生保護法」の根底にあるのが優生思想といわれるものです。社会ダーウィニズムなどとも呼ばれています。が、「生まれながらにして『優秀な人』と『劣った人』がいるという認識を前提に生殖への介入によつて、『優れた人』をより多く出産し、『劣った人』は生まれてこないようにして、人間の集団を改良しようとする思想」と表現されています。いのちに、「優」なるいのちと「劣」なるいのちがあるという考えのもと、「劣」とされたいのちを社会から排除し、「優」なるいのちで満たされる社会を求めていくという考え方で、現在も国民の間に根強く残り、「障害」を持った人や「精神疾患」などの病を抱えた人に対する、厳しい差

別的まなざしのもとにあるものであると私は感じています。

国土建立の悲願 第一願

では、どうしてこの「優生保護法」、優生思想の問題が浄土真宗の課題となるのか。それは、一言で言うくと、優生思想というものが、如来の本願に対する「刃」であると私は受け止めるからです。如来の本願を説く『仏説無量寿経』に、「吾、当に世に

もので上下がつけられることがない、そのままで尊いということです。別の言葉で言うくと、釈尊誕生の言葉である「天上天下唯我独尊」。いつでも、どこでも、唯、私はひとりにして、私のままで尊い、という言葉です。すべての人を独尊者たらしめん、それが如来の本願と言っているのではないかと思っております。そしてそうなさしめるはたらきが、浄土のはたらきということなのではないでしょうか。

『仏説無量寿経』から四十八の願として説かれる如来の本願の初願は「国に地獄・餓鬼・畜生あらば正覚を取らじ」、「真宗児童聖典」では、「わたしの国に生まれたなら、いのちをきずつけ合い、欲によつ

てうばい合い、だれかに支配されることのないうちにします」と訳されています。非常にここに響く訳だと思っております。この初願は、「無三悪趣の願」と言われますが、廣瀬果先生は「国土建立の悲願」と呼ばれています。宮城顕先生は、「国土とはすべての人間を独立の独立者とは、すべての人と平等に出会える人です。そのように人間を独立者たらしめる世界、それが国土なのです」と述べられています。また、「私が文字どおり人間として救われていくというときには、常に共にいうことが成り立たなければ人間としての救いにはならない。人と人との間が失われ、奪われている。そこに三悪趣と

いう世界があるわけですね。そういう三悪趣の深い認識から、あらためて人間としての救いを求め、誓ったのが本願の歩みだといっていいかと思います」と言われています。このように本願が願わずにはおれない濁世の現実、それが、いのちに優劣のレッテルを貼り、貼るのみならずそのレッテルによって、そのいのちを排除し、さらには抹殺していくことを旨とするのが優生思想、優生政策そのものであると思うのです。そう受け止めるとき、優生保護法問題は、単なる社会の出来事ということにとどまらない、先ほども述べたとおり、本願に真っ向から切りつける「刃」であると言わざるを得ません。そのとき、私たち真宗門

徒は、その刃にどう向き合うのか、それが生きざまとして問われてくるのではないでしようか。

「本願に帰す」という言葉に向き合うとき、このようなことを思わずにはおれません。

法難 第五章を振り返りながら

今回は第六章「法難」がテーマということ、いま朗読もさせていただきましたので、このテーマについて、もう時間がありませんが、少しお話しさせていただきます。いと思います。さきほどから何度も、本願への刃という物騒な言葉を使わせてもらっています。が、私は、そのことが「法難」という言葉につながってくるものであると思っています。当時の為

政者によって念仏が弾圧された、その歴史的事実だけなら、法難という言葉は出てきません。この法難という言葉は、念仏の教えを人間の生きる拠り所とするというところのみに意味を持つ言葉であると思います。吉水教団が弾圧されて、そこに集っていた人がひどい仕打ちを受けた。もちろん死罪や流罪ということが起こっているのですからその通りなのですが、「法難」というとき、これは、人間に対してなされたことを言う言葉ではない、法、つまり本願に対してなされたことを言う言葉だと思っています。私は、第六章を読んでいくとき、その視点は外してならないものだと思っています。あえて「弾圧」という言葉を使うならば、人間に対する弾圧では

なく、本願に対する弾圧なのだと、そこから第六章を読んでいかなければならないと思います。時間がまいりましたので、スタッフの方に無理を言いますが、次も、第六章をテーマにさせていただきます。今回は「第五章 本願に帰すを振り返りながら」とさせていただきましたので、次回は「第七章 民衆にかえるを見据えながら」ということで、もう一度「第六章 法難」に向き合っていきたいと思います。



▼真宗門徒の生き方として、新聞(社会の問題)をどう受け止めていくのかが肝心なのかと感じま

した。「赤表紙と新聞の間に身をおく」、大切なことだと思いました。

▼自らの尊敬が出来ないことへの懷疑が重要で、相手への尊敬は自らへの尊敬が無いと生まれないと思いました。

▼「無三悪趣の願」は、人間と人間の間が奪われる世界、深い悲しみから発せられた願であり、現代とつながると思えました。

▼言葉のキャッチボールが大切で、討論ではなく対話をして、先と後で自分が変わっているかが大事なのだと思います。

▼今、悲しみや痛みが失われているのではないかと感じる。だからこそ、優生思想に対する悲しみからの出発を語ってください

が強く響いた。

▼優生思想は本当に恐ろしい考え方だ。私には障害のある家族がいるが、できる限り一緒にいる時間を持ちたいと願っている。この家族は、我が身を照らし出してくれる存在。

▼自分の意にそぐわない存在は排除する思想、これは多くの人に内在しており、私の中にもある。故に聴聞が必要。

▼自分の外にある対象を、善悪・上下等で評価し、分断し、ときには支配したりといったことを常に繰り返している。これが地獄餓鬼畜生ということ、罪を罪とも思わずにすることが何よりの大罪なのだろう。

▼唯除の文を我が身において確かめる読み方が必要なのではないか。

親鸞聖人はそういう読み方をされたような気がする。

▼本願に生かされていることがわかっていない自分が、差別的社会認識に陥っていることがわからない恐ろしさを知らされる。これこそ本願のはたらき（呼びかけ）なのでしょいか。私も加害者の一人という事実を突きつけられました。

▼法難は、親鸞聖人本人が法難にあわれたと認識していましたが、本願そのものが法難にあったということを改めて認識しました。

▼もし法難がなかったとしたら、越後への流罪もない。流罪がなければ、民衆との出会いもなく、聖人自身が民衆に帰って行かれることもない。だとすると、専修念仏の教えはどうなっていたでしょうか。

▼「天は人の上に人を作らず…」の本来の意味を知りませんでした。現実には人と人との間に大きな格差がある。学問をするかどうかで大きな差が出るのだと。

▼お念仏は「ありがとうございます」と聞きたことがあります。それは「すでに本願に生かされている」ということでしょうか。

▼本願の中で生かされていることについても、浄土に生まれたいと願わずにはいられません。出会う方々にお育てを頂いているんですね。

▼聖人四十二歳のとき、苦しむ人々を助けるために三部経読誦を試みられ、同じく五十九歳のとき大無量寿経を読誦されたと聞いていますが、このことをどのように理解すればよいのでしょうか。雑行を棄てられないで苦しんでおられる聖人の姿が見えてしまうのですが。

▼しんらん講座に参加して、学んだことを対象化して自分の外にたくさん並べるのではなく、そのうちの一つでもよいから我が身に確かめて生きてみたいと考えます。それは極めて困難なことだと思いますが…。



京都教区になり、長浜特区として久しぶりに「しんらん講座」を開催することができました。

たくさんの方々が熱心に聴聞される姿を見て、この講座の持つ意義を改めて感じました。

急変する現代社会の中で、私たちは日々迷いながら生活しています。「本当のものがわからない」と 本当でないものを本当にする（安田理深）の言葉のように、この講座を通して自分の学んだものを問い直し、学び直していきたいと思っています。（K）

二〇二五年度

しんらん講座

今後の予定

二〇二五年

①九月十七日（水）

会場 長浜別院

*一回五〇〇円

*十三時受付

*十三時半～十六時